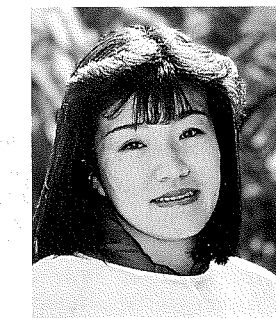


その診断は本当に正しいのでしょうか？

ノンフィクション作家 柳原 三佳



『揺さぶられっこ症候群』――。

この言葉に対して、皆さんは今、どのようなイメージを持っていますか？

「かわいい赤ちゃんを強く揺さぶって虐待するなど、とんでもないことだ」

という保護者たちへの怒りでしょうか。

それとも、

「根拠のない傷病名で虐待を疑われ、冤罪が多発しているらしい……」

という司法への不信感でしょうか。

ここ数年、「赤ちゃんを強く揺さぶって脳に傷害を負わせた」として、そばにいた保護者が傷害や殺人の罪で逮捕されるというニュースが繰り返されてきました。そして、起訴された彼

らの多くが、実刑の有罪判決を受けてきました。私自身、数年前までは、こうした報道に触れるたび、「我が子にそんなことをするなんて信じられない！」と、何の疑いもなく憤りを覚え、やりきれなさを感じていた一人でした。

でも、そんな思いは、『揺さぶられっこ症候群』事件の取材を始め、その当事者、つまり「虐待を疑われた親や祖父母たち」への取材を進めるうちに大きく変わりました。

認識が変わったわけではありません。脳の専門医や法律家に話を聞き、海外の最新事情などに触れる中で、日本ではいまだにこんなに恐ろしいことが起こり続けているということに驚き、疑問を感じ、心の底から「何とかしなくてはいけない」と思うようになったのです。

本誌を読まれている方の中には、医療に携わっておられる方が多いと思います。ぜひ、『揺さぶられっこ症候群』を取り巻く現状を知っていただき、一緒に考えていただければ幸いです。

『揺さぶられっこ症候群』とは何なのか？

『揺さぶられっこ症候群』は、英語で「Shaken Baby Syndrome (シェイクン・ベイビー・

シンドローム)」と呼ばれ、その頭文字をとって世界的には「SBS (エス・ビー・エス)」と呼ばれています。

また虐待性頭部外傷 (Abusive Head Trauma) を略して「AHT」と表記されることもあります。

「SBS理論」がイギリスで初めて提唱されたのは、今から約50年前、1971年頃のことです。

簡単に説明すると、赤ちゃんの頭部に、

(1) 硬膜下血腫／頭蓋骨の内側にある硬膜内で出血し、血の固まりが脳を圧迫している状態

(2) 眼底出血 (網膜出血)／網膜の血管が破れて出血している状態

(3) 脳浮腫／頭部外傷や腫瘍によって、脳の組織内に水分が異常にたまった状態

という3つの症状があれば、『揺さぶられっこ症候群 (SBS)』の可能性が高いと診断されるということです。

その後、80～90年代には、欧米で、右記の3つの症状があれば、「強く揺さぶったと推定できる」虐待の可能性あり」という考えが広まってきました。

日本でも2000年ごろから、小児科医や内

科医など一部の医師がSBSに注目し始め、捜査機関も乳幼児に3症状などが見られた場合、赤ちゃんと一緒にいた保護者を逮捕・起訴するようになったのです。

ちなみに、日本の「母子健康手帳」にこの言葉が記載されたのは、2002 (平成14) 年度からです。

医療や福祉機関などでは、この頃から「赤ちゃんを揺さぶらないで」というタイトルのリーフレットが配布されるようになり、保護者に対して『揺さぶられっこ症候群』の危険性が呼びかけられていきました。

厚生労働省が、病院や児童相談所向けにマニュアル作りを開始したのは、2008年のことです。虐待問題に取り組む小児科医や内科医に監修を依頼して作成された『子ども虐待対応・医学診断ガイド』には、SBSの診断基準について以下のように明記されています。

赤ちゃんの頭部に、三主徴 (硬膜下血腫・網膜出血・脳浮腫) が揃っていて、3メートル以上の高位落下事故や交通事故の証拠がなければ、自白がなくてもSBS/AHTである可能性が極めて高い

つまり、「交通事故に遭った」とか、「3メートル級の高さから転落した」といった客観的な事実がない限り、そのとき一緒にいた大人による「暴力的な揺さぶりがあった」虐待」と推測すべきだという驚きの理論です。

身に覚えのない「揺さぶり行為」に驚き、否定する保護者たち

赤ちゃんの頭部にこの3つの症状が見られた場合、手続きはほぼ機械的に進んでいきます。

まず、医師はこのマニュアルに従って、念のため児童相談所と警察に通報します。それを受けた児童相談所は、被害児はもちろん、その兄弟姉妹にもさらなる虐待が及ばぬよう、「保護」という目的で子どもを親から隔離します。

そして警察は、傷害事件 (被害児が死亡した場合は殺人事件) の疑いも視野に入れ、頭部外傷を負った赤ちゃんに関わっていた親や関係者への聞き取りや家宅捜索、物品の押収などを始めるのです。

しかし、『揺さぶられっこ症候群』を疑われ、被疑者とされた保護者たちの多くが、一貫して

虐待を否認しています。その供述の大半は、「子どもはつかまり立ちから転んだだけ」「ベビーベッドから落ちてしまいました」「お昼寝をしていたら急に意識がなくなった」というものです。

もし、大切な我が子が、突然の事故や病気で脳に重い障害を負ってしまったら……。親としては身を切られるほど辛く、悲しく、先の見えない不安で、どん底に突き落とされた気持ちになることでしょう。そして、子どもを守ってやれなかった自分を責めることでしょう。

それにもかかわらず、いまの日本では、子どもの頭部（脳）に異変があれば、ほとんど自動的に「揺さぶりによる虐待に違いない」と判断されてしまうのです。

孫への傷害致死容疑で逮捕。

一審で懲役5年半の判決を受けた祖母

私が取材した、ある刑事事件をご紹介します。

「次女の自宅で、生後2カ月の孫を強く揺さぶり、脳に硬膜下血腫などの傷害を負わせたう

え死亡させた」として、傷害致死罪に問われた祖母・Aさん（69）のケースです。

円満な家族に突然襲いかかった赤ちゃんの突然死。脳に3つの症状がみられたことで、わずかな時間留番をさせていただいたAさんが虐待を疑われたのです。

Aさんは、「孫はベッドの上でお昼寝をしていただけです」と一貫して容疑を否認していました。

そもそも、とても小柄なAさんは、力も弱く、普段はペットボルの蓋を一人で開けることもできません。赤ちゃんを持ち上げて強く揺さぶるなど到底不可能です。にもかかわらず、お孫さんの死から数カ月後に逮捕されました。その後、待っていたのは、メディアによる実名報道、厳しい取り調べ、1年3カ月にも及ぶ拘留所での勾留生活でした。

そして、一審の大阪地裁は、児童虐待に詳しいという小児科医らの意見書をもとに、赤ちゃんの脳に見られる症状は『揺さぶられっこ症候群』だとし、懲役5年6月の実刑判決を言い渡したのです。

判決文の中では、

「強く揺さぶらなければ起こりえない傷害で、

それが可能だったのはA被告だけ」「抵抗できない乳児に強い衝撃を与えた非常に危険な行為だ」「被害児は首も据わっておらず、強い非難に値する」

と、その犯行の悪質性が列挙されていました。しかし、Aさんには赤ちゃんを揺さぶった覚えなどまったくなかったため、判決を受け入れることはできず、即日控訴したのです。

揺さぶり虐待か、それとも病気か？ 法廷で対立した医師の意見

大阪高裁で始まった控訴審では、「虐待」と主張する検察側の証人（小児科医）と、「病気の可能性」を主張する複数の脳神経外科の意見が、以下のように真っ向から対立しました。

●検察側証人（小児科医）の意見

「被害児には『急性硬膜下血腫』が見られる→この傷害は、頭部を揺さぶられるなどして回転性の外力が加わることによって生じた。その外力は成人が全力で揺さぶる程度の強い衝撃を受けて受傷したものである」

●弁護側証人（脳神経外科医）の意見

「被害児には『急性硬膜下血腫』は認められない→医学的に見て内因性の脳静脈洞血栓症であった可能性が否定できない」

そして、2019年11月、大阪高裁の村山浩昭裁判長は、一審の判決を真っ向から否定し、以下の事実を認定しました。

「女児の脳に見られた出血は暴力的な外力が原因ではなく、脳静脈洞血栓症という病気の可能性がある」

さらに、虐待の根拠となっていたSBS理論自体についても、

「本件は、一面で、SBS理論による事実認定の危うさを示しており、SBS理論を単純に適用すると、極めて機械的、画一的な事実認定を招き、結論として、事実を誤認するおそれを生じさせかねない」

と、その危うさを鋭く指摘しました。

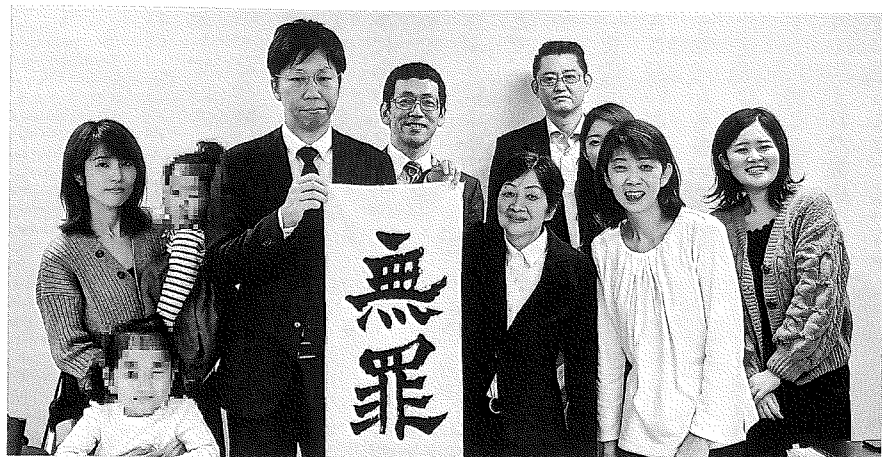
裁判長は1時間半に及ぶ判決文の読み上げの最後に、Aさんにいたわりのまなざしを向けながら、静かな口調でこう言いました。

「あなたが暴行を加えたことは、間違いである、ということです。だいとお辛い思いをした

無罪が相次ぐ乳幼児の 『揺さぶられっこ症候群』裁判

日本では約3年前から『揺さぶられっこ症候群』の診断に対する疑問の声が急速に高まり、2017年の秋には弁護士や法学者を中心に、えん罪の防止・救済を目的にした「SBS検証プロジェクト」<http://shakenbaby-review.com>が立ち上がりました。同プロジェクトのホームページでは、海外の動向や論文などが詳細に紹介されているのですが、諸外国ではすでに「SBS理論」が強い批判を受け、刑事訴追しない方向になっているそうです。

こうした法律家らの活動をきっかけに、無罪



高裁で逆転無罪判決が下された日。家族、弁護士に囲まれ、笑顔を見せるAさん
(前列右から3人目／筆者撮影)

を訴える親たちの側に立って刑事裁判に協力する脳神経外科医が現れ始めたことで、最近、Aさんのように無罪となるケースが相次いでいます。

SBS理論に疑問を持つ脳神経外科医らによれば、乳幼児の硬膜下血腫等は、つかまり立ちをしているときの後ろへの転倒、ベッドやソファなど低いところからの転落といった不慮の事故のほか、先天的な病気や出産時の事故によっても起こりうる、つまり、前出のマニユアルにある「3つの症状」や「3メートル以上の高位落下」ではないからと言って、即座に「揺さぶりによる虐待」と決めつけるのは危険なことで、慎重な診断が求められるべきだ——ということです。

また、SBSと診断される赤ちゃんの中には、Aさんのお孫さんのように、生後1〜2カ月の赤ちゃんも多いのですが、「通常分娩で生まれた健康な新生児でも、その30%に網膜出血が見られ、吸引分娩の場合は75%である」「通常分娩で生まれた健康な新生児でも46%に硬膜下血腫が見られた」というデータがあるそうです。

こうした結果を見ると、網膜出血や硬膜下血腫があるからといって自動的に虐待だと言い切

れるのか、大きな疑問を感じます。

無罪判決を受けた後、Aさんはこう話してくださいました。

「今の私にとって孫たちは生きがいです。娘が生んだかわいい赤ちゃんに、どうして虐待なんてできるでしょう……。おかげさまで、高裁から支援してくださった弁護士や医師の皆さん、そして真実を見定めてくださった高裁判官のご判断により、ようやく真実が認められました。これからは同じような思いをされている方々に少しでも協力できればと思っています」

日々の子育ては緊張の連続です。どれだけ愛情を注ぎ、気をつけていても、ほんの一瞬、目を離したすきに転んでしまったり、ベビーベッドから落ちてしまったり、そうした事故は防ぎきれません。そんな不慮の事故によるケガまで「虐待」によるものと判断され、親子が引き離されたり、親が逮捕されてしまったりしたら、いったいどうすればよいのでしょうか。

虐待は絶対に許されません。しかし、今の日本では『揺さぶられっ子症候群』という判断によって、誰もが冤罪の被害に遭う可能性があることをぜひ知っていただきたいと思います。文

〈書籍紹介〉

2019年3月に上梓した拙著『私は虐待していない 検証揺さぶられっ子症候群』（柳原三佳著／講談社）では、本記事で取り上げたAさんの他、我が子への虐待を疑われた当事者の方々の壮絶な体験談を取り上げています。国内外の数々の事件の経緯のほか、SBS理論の歴史や医学的な論争についても記載していますので、ぜひご参照ください。

